

国税の納付は、

簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます！
- ▶ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です！**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ▶ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です！**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます！
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より 納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3) にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

切り取り線で
切りはなして
提出してください

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協	本 店・支 店 本 所・支 所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 金融機関番号エラー | 4 口座情報不完全 |
| 2 整理番号等未登録 | 5 その他 |
| 3 重複入力 | |

入	力	訂 正	入 力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されて差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- | | |
|----------|---------|
| A 印鑑相違 | F 住所相違 |
| B 印鑑不鮮明 | G 支店名相違 |
| C 口座番号相違 | H その他 |
| D 口座該当なし | |
| E 名義人相違 | |
| (備考) | |

受 付 印	印 鑑 照 合	検 印

(口座識別番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

